

平成26年第2回瑞穂市教育委員会臨時会 次第

平成26年5月2日

開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 継続審議 平成26年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の
設置について

日程第4 その他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成26年5月19（月）午後2時から

閉会

議案第 20 号

平成 26 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
平成 26 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置することについて
の議決を求める。

平成 26 年 4 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和 43 年岐阜県教育委員会告示第 4 号）に基づき、教育委員会の議決を求めるもの。

(別紙1)

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）

第1条

本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。

第2条

本協議会に属する市若しくは郡の区域は次のとおりである。

羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、
羽島郡（岐南町、笠松町）、本巣郡（北方町）

第3条

本協議会は、採択地区内の市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条

採択地区内の市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

第5条

本協議会は、採択地区内で次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の（1）に掲げる市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育委員長又は教育長は必ず含むものとする。

（1）市町教育委員会の教育委員長又は教育長

（2）市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員

（3）採択地区内の小・中学校の校長及び教員

（4）採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。

4 採択替えがない年度については、第1項（1）に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

第6条

本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

第7条

会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第8条

本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

第9条

本協議会は、会長がこれを召集する。

第10条

本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

第11条

第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者の中から会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。

4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

第12条

会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

第13条

本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

第14条

この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかって定める。

附則 この協議会は、採択地区内の市町教育委員会の議決を経て設置されるものとする。

附則 この規約は、平成17年5月30日から施行する。

附則 この規約の一部を改正する。（平成18年5月29日）

附則 この規約の一部を改正する。（平成21年5月25日）

附則 この規約の一部を改正する。（平成24年2月23日改正 平成24年6月29日承認）

附則 この規約の一部を改正する。（平成26年5月27日）

(様式1)

文書番号

平成26年 月 日

各務原市教育委員会教育長 様

教育委員会名



平成26年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についての議決書

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(昭和38年12月21日法律第182号)及び「教科用図書採択地区の設定」(昭和43年4月26日岐阜県教育委員会告示第4号)に基づき、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約(案)等を承認し、岐阜地区採択協議会を設置することを、平成26年 月 日議決しました。

平成26年度教科書採択にかかわる日程（案）

取り扱い注意

日 程	採択協議会	調査委員会	市町教育委員会	備 考
4月14日(月)	発出 協議会規約の承認 と協議会設置の議 決の依頼			
5月16日(金)			規約の承認、設置の議 決 議決書（様式1）提出	議決の日付は4月 14日～5月16 日とする。
5月19日(月)	協議会委員選出、承 諾、報告依頼	研究員選出依頼		
5月21日(水) までに			協議会委員選出、承諾、 報告 研究員選出、報告	承諾書の日付は5 月19日～5月2 1日とする。
5月22日(木)	発出 協議会の開催案内		市町教育委員会 の教科書調査	
5月27日(火)	開催 第1回採択協議会 協議会委員の委嘱、 会長、副会長の選出 方針、採択基準等の 説明、研究員の承認			
5月28日(水)	発出	研究員に調査研 究委員会の開催 案内		
6月6日(金)	開催	第1回調査研究 委員会 協議会長から委 嘱状手交		
6月23日(月)	開催	第2回調査研究 委員会		
6月30日(月)	開催	第3回調査研究 委員会		
7月14日(月)	開催 第2回採択協議会 調査研究の報告及 び採択の協議			
7月15日(火) ～25日(金)			採択の協議 地区採択協議会での議 事説明 市町教育委員会の調査 の説明	・協議内容は、協 議題として記録に 残す。 ・協議が調った時 は、「他の全ての市 町で協議が調った 場合、持ち回り決 裁で議決すること の了解をとる」な ど議決の方法を確 認する。
7月28日(月)			協議結果を地区採択協 議会長へ報告	
8月12日(火) までに			採択の議決 地区採択協議会長へ報 告	
8月31日(日)	協議会委員の任期 満了 協議会の解 散			

議案第 22 号

平成 26 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）及び岐阜地区採択協議会委員選出基準を承認し、平成 26 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置することについての議決を求める。

平成 26 年 5 月 2 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和 43 年岐阜県教育委員会告示第 4 号）に基づき、教育委員会の議決を求めるもの。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約を廃止する規約
岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約は、廃止する。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約
岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約を次のように定める。

附 則

この規約は、平成26年5月27日から施行する。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。

（区域）

第2条 本協議会に属する市若しくは郡の区域は次のとおりである。

羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市
羽島郡（岐南町、笠松町）、本巣郡（北方町）

（目的）

第3条 本協議会は、採択地区内の市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条 採択地区内の市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

（委員）

第5条 本協議会は、採択地区内で次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の（1）に掲げる市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育委員長又は教育長は必ず含むものとする。

（1）市町教育委員会の教育委員長又は教育長

（2）市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員

（3）採択地区内の小・中学校の校長及び教員

（4）採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。

4 採択替えがない年度については、第1項（1）に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

（会長等）

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

（会務）

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(研究員)

第11条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。

4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

(出席要求)

第12条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

第13条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかって定める。

附 則

この規約は、平成26年5月27日から施行する。

岐阜地区採択協議会委員選出基準（案）

【選出の原則】

- 「1 教育委員長または教育長」について
 該当者……各市町教育委員会の教育長及び各市町教育委員会の教育委員長

- 「2 市町教育委員会に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員」について
 該当者……羽島市・各務原市・瑞穂市・山県市・本巣市・羽島郡二町の各教育委員会学校教育課長

- 「3 小・中学校の校長および教員」について
 該当者……各市・各郡の小・中学校長及び教員

ア	採択替えのない年度は、各市・各郡の小中学校校長会長等
<input checked="" type="checkbox"/>	イ 小学校採択替えの年度は、各市・各郡の小学校校長会長等
ウ	中学校採択替えの年度は、各市・各郡の中学校校長会長等

- 「4 学識経験者及び保護者」について
 該当者……各市町の学識経験者及び保護者

（平成26年度岐阜地区採択協議会の構成）

第5条の構成 郡市町村	1 教育委員長 または教育長		2 市町教育委員会 事務局の職員	3 小・中学校の校 長および教員		4 学識経 験者及び 保護者	合計
	教育長	教育 委員長		校長	教員		
羽 島 市	1	1			1	1	4
各 務 原 市	1	1	1		1	1	5
山 県 市	1	1		1			3
瑞 穂 市	1		1		1	1	4
本 巣 市	1	1				1	3
羽 島 郡	1		1	1			3
北 方 町	1			1		1	3
合 計	7	4	3	3	3	5	25

(様式1)

資料22-1

文書番号

平成26年 月 日

各務原市教育委員会教育長 様

教育委員会名

印

平成26年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についての議決書

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(昭和38年12月21日法律第182号)及び「教科用図書採択地区の設定」(昭和43年4月26日岐阜県教育委員会告示第4号)に基づき、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約(案)等を承認し、岐阜地区採択協議会を設置することを、平成26年 月 日議決しました。

岐採第3号
平成25年8月30日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県教科用図書
岐阜地区採択協議会
会長 高根 靖臣



教科用図書採択地区の設定に係る申請について

平成25年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会において議決した、下記の事項を申請します。

記

- 1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条の第2項に定めるところにより、平成27年度使用小学校・中学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む）用教科用図書についての採択は、現在の岐阜地区（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡）を改め、岐阜地区（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡）及び、岐阜市地区（岐阜市）の二つの教科用図書採択地区とすることを求める。

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第三号

教科用図書採択地区の設定に関する告示（昭和四十二年岐阜県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十五年十月十五日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

表中「岐 阜地区（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡）」を「岐 阜地区（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡）」に改める。

教科書制度の改善について（通知）

14 文科初第 683 号
平成 14 年 8 月 30 日

別添一：教科書制度の改善について（検討のまとめ）

第二部 教科書採択の改善について

二 採択手続きの改善について より

(2) 市町村教育委員会の意向を的確に踏まえた採択地区の適正規模化

教科書の採択地区は、地域の実状等を踏まえ、適切な範囲に設定することが必要である。このような観点から、近年、採択地区の小規模化が進みつつあるが、現行制度上、市又は郡単独でも採択地区を設定できることとなっているのに対し、実際にはより広い区域に採択地区が設定されており、制度上、必要があれば更に小規模化することも可能な状況にある。都道府県教育委員会は、今後とも、各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努める必要がある。

教科書採択の改善について（通知）

24 文科初第 718 号
平成 24 年 9 月 28 日

2 採択手続の改善 より

2 採択手続の改善

(1) 採択地区の適正規模化

各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めること。

別添

・教科用図書採択の状況に係る調査結果について 次頁参照

教科用図書採択の状況に係る調査結果について

(平成24年9月 文部科学省調べ)

調査期間：平成23年11月18日～平成24年1月16日

調査対象：全都道府県教育委員会

(目次)

I 採択地区の状況(平成23年10月時点) P2

I 採択地区の状況(平成23年10月時点)

- ・複数の市町村で採択地区を構成している(共同採択)地区は、316地区で全体の約6割(政令市を除く)。
- ・採択地区の設定に際して、市町村教育委員会等から採択地区の統合や細分化の要望があったものの、採択地区を変更しなかった事例もある。

1. 構成市郡別の採択地区数(指定都市の区は除く): 551地区

		1市郡	2市郡	3市郡	4市郡	5市郡	6市郡	7市郡	8市郡	9市郡	10市郡以上	合計
採択地区数	H23採択	271	131	65	37	18	15	5	6	1	2	551
	H17採択	247	135	71	36	18	15	9	4	3	2	540
	H13採択	197	127	59	45	28	16	13	2	5	7	499
全採択地区に占める割合	H23採択	49.2%	23.8%	11.8%	6.7%	3.3%	2.7%	0.9%	1.1%	0.2%	0.4%	100%
	H17採択	45.7%	25.0%	13.1%	6.7%	3.3%	2.8%	1.7%	0.7%	0.6%	0.4%	100%
	H13採択	39.5%	25.5%	11.8%	9.0%	5.6%	3.2%	2.6%	0.4%	1.0%	1.4%	100%

○1地区平均：2.1市郡

○1市町村からなる採択地区数：235地区

(1市：221地区、1町：12地区、1村：2地区)

○平成13年度の採択地区数：499地区

2. 政令指定都市の採択地区数：31地区

○1地区で構成：16市(全19市中)

3. 採択地区の設定について

(1) 市町村教委に対して、定期的に採択地区の構成の在り方について確認している都道府県：18都道府県

(2) 市町村教育委員会から要望があったにもかかわらず、過去に採択地区を変更しなかった事例(平成17年度以降)：5件(他の採択地区との統合希望：4件、細分化希望：1件)